(傍線部分は改正部分)

	<b>是</b>
(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)	(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)
第三条の二 法第四十五条第一項 ただし書の総務省令で定める場合は、	第三条の二 [同上]
事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村(特別区を含む。)の区	
域(地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九	
第一項 の指定都市(第七項において単に「指定都市」という。)にあつ	
ては、その区又は総合区の区域)を超えない場合のうち、当該区域にお	
ける利用者の数が三万未満であるときであつて、次の各号のいずれかに	
該当する者が配置されているとき又はその事業用電気通信設備が専ら	
ドメイン名関連事業(電気通信事業会計規則 (昭和六十年郵政省令第	
二十六号)第六条第二項 に規定するドメイン名関連事業をいう。) の用	
に供するものである場合とする。	
一 [略]	一 [同上]
二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含	二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令
む。)若しくは高等専門学校、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六	(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又はこれらと同等以
十一号)による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設	上と認められる教育施設において電気通信工学に関する学科を修め
において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者(同法による	て卒業した者であつて、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用の
専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、事業用電	業務に四年以上従事した経験を有するもの

2、3 [略]	三 [略]	修了証明書)及び別表第八号様式の経歴証明書	書(学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者にあつては	二 第十二条第二項の規定による試験の免除を申請する者は、卒業証明	一 [略]	らない。この場合において、次の各号に掲げるものを添えるものとする。	うとする者は、別表第七号様式の申請書を総務大臣に提出しなければな	第十六条 試験(指定試験機関が試験事務を行うものを除く。)を受けよ   第	(試験の申請)	2~7 [略]	三、四 [略]	するもの	気通信設備の工事、維持又は運用の業務に四年以上従事した経験を有
2、3 [同上]	三 [同上]		書及び別表第八号様式の経歴証明書	二 第十二条第二項の規定による試験の免除を申請する者は、卒業証明	[同上]			第十六条 [同上]	(試験の申請)	2	三、四 [同上]		

			るもの	12	資 搭 者 者	主	伝送 交	の種別	試験	する	受験								別表第六号
期課程を含	職大学の前	たよる専門 大学 (同法	Z	学校教育法			略										学歴	受験者の経歴	
		略」	略	略	略	略	略	4 3	年 数 	の実務経験	する卒業後	は運用に関	事、維持又	設備の工	用電気通信	業者の事業	電気通信事	<b>严</b>	(第十二条第二項関係)
		0	0	0	0	0	0							テム	シス	通信	電気	免除する試験科目	
		0	0		0	0									力	的	専	る試験	
		0			0							答	設	及	設	能 交	<u>門</u> 伝	→ 験 → 科	
												管理	備	び	備	換	送		
	/												管理	設	及	設	線		
														備	び	備	路 法		
																	法規		
			るもの	に	資 搭 者 者	主	伝送交	の種別	試験	する	受験							区分	別表第六
門学校令に	学校、旧専	は高等専門	による短	12	格 徘	主	送	の種別	試験	する	受験						学歴	受験者	別表第六号(第十二条
門学校令に		は高等専門 [同上]	による	に係学校教	格 徘	主	送 交			する の実務経験	受験しする卒業後	は運用に関	事、維持又	設備の工	用電気通信	業者の事業	学歴電気通信事		別表第六号(第十二条第二項関係)
門学校令に		専し門く	による短期 [同	に係学校教育法[同	格 者 [同	主任 [同	送交 [同上] [同					は運用に		備 の	シ	通	電気通信事電	受験者の経歴	
門学校令に		専門 [同上]	による短期 [同上]	に 係 学校教育法 [同上]	格者 [同上]	主任 [同上]	送交 [同上] [同上]					は運用に		備 の 工			電気通信事	受験者の経歴	
門学校令に		専門 [同上] 〇 〇	による短期 [同上] 〇	に 係 学校教育法 [同上]	格者 [同上] 〇 〇	主任 [同上] 〇	送交 [同上] [同上]					は運用に関	維持又	備の工テム	シ ス 力	通信的能	電気通信事 電 気 専 門	受験者の経歴	
門学校令に		専門 [同上] 〇	による短期 [同上] 〇	に 係 学校教育法 [同上]	格者 [同上] 〇	主任 [同上] 〇	送交 [同上] [同上]					は運用に	維持又設	備の工テム及	シ ス 力 設	通信的能交	電気通信事 電 気 専 門 伝	受験者	
門学校令に		専門 [同上] 〇 〇	による短期 [同上] 〇	に 係 学校教育法 [同上]	格者 [同上] 〇 〇	主任 [同上] 〇	送交 [同上] [同上]					は運用に関	維持又 設 備	備の工テム	シ ス 力	通信的能	電気通信事 電 気 専 門	受験者の経歴	
門学校令に		専門 [同上] 〇 〇	による短期 [同上] 〇	に 係 学校教育法 [同上]	格者 [同上] 〇 〇	主任 [同上] 〇	送交 [同上] [同上]					は運用に関	維持又設	備のエテム及び	シ ス 力 設 備	通信的能交换	電気通信事 電 気 専 門 伝 送	受験者の経歴	

	略	した者)	ては、修了	課程にあっ	大学の前期	よる専門職	者(同法に	て卒業した	学科を修め	学に関する	電気通信工	設において	れる教育施	上と認めら	らと同等以	校又はこれ	よる専門学	門学校令に	学校、旧専	は高等専門	<mark>む。)</mark> 若しく
略	略																				
0	0																				
,																					
	同上										者	て卒業した	学科を修め	学に関する	電気通信工	設において	れる教育施	上と認めら	らと同等以	校又はこれ	よる専門学
[同上]	[同上] [同上]										者	て卒業した	学科を修め	学に関する	電気通信工	設において	れる教育施	上と認めら	らと同等以	校又はこれ	よる専門学
[同上]	<u> </u>										者	て卒業した	学科を修め	学に関する	電気通信工	設において	れる教育施	上と認めら	らと同等以	校又はこれ	よる専門学
	同上										者	て卒業した	学科を修め	学に関する	電気通信工	設において	れる教育施	上と認めら	らと同等以	校又はこれ	よる専門学
	同上										者	て卒業した	学科を修め	学に関する	電気通信工	設において	れる教育施	上と認めら	らと同等以	校又はこれ	よる専門学
	同上										者	て卒業した	学科を修め	学に関する	電気通信工	設において	れる教育施	上と認めら	らと同等以	校又はこれ	よる専門学

														0		者 者 証 資	任 技	線路	
電	設	れ	上	6		よ	門	学	は	む	期	職	に大	こに	Ł	証 に 棒	術	路主	
電気通信工	設において	れる教育施	上と認めら	らと同等以	校又はこれ	よる専門学	門学校令に	学校、旧専	は高等専門	む。若しく	期課程を含	職大学の前	による専門大学(同法	による短期	学校教育法			略	
	-(	施	<u>り</u>	以	<i>T</i> 1	字	(C		門	<	割	刖	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Ī		m/z	m/sz	m/sz	m/z
													略」	略	略	略	略	略	[略]
													0	0	0	0	0	0	0
													0	0		0	0		0
																			0
													0			0			
														0	係	者者	任 任	線	
															るも	者 者 証 資に 格	技	線路主	
科を修めて	に関する学	学を含む。)	学(土木工	電気通信工	設において	れる教育施	上と認めら	らと同等以	校又はこれ	よる専門学	門学校令に	学校、旧専	は高等専門	による短	る	証資	技	路	
科を修めて	に関する学	学を含む。)	学(土木工	電気通信工	設において	れる教育施	上と認めら	らと同等以	校又はこれ	よる専門学	門学校令に	学校、旧専	は高等専門 [同上]		るも	証資	技	路 主	[四二]
科を修めて	に関する学	学を含む。)	学(土木工	電気通信工	設において	れる教育施	上と認めら	らと同等以	校又はこれ	よる専門学	門学校令に	学校、旧専	門 く 同	による短期[同	るも 学校教育法 [同	証	技術 [同	路主 [同上] [同	[田刊]
科を修めて	に関する学	学を含む。)	学(土木工	電気通信工	設において	れる教育施	上と認めら	らと同等以	校又はこれ	よる専門学	門学校令に	学校、旧専	門 く 同 上	による短期[同上]	るも 学校教育法 [同上]	証 に 権 [同上]	技術 [同上]	路主 [同上] [同上]	
科を修めて	に関する学	学を含む。)	学(土木工	電気通信工	設において	れる教育施	上と認めら	らと同等以	校又はこれ	よる専門学	門学校令に	学校、旧専	門 〈 同上	による短期 [同上] 〇	るも 学校教育法 [同上]	証に [同上] ○	技術 [同上] 〇	路主 [同上] [同上]	0
科を修めて	に関する学	学を含む。)	学(土木工	電気通信工	設において	れる教育施	上と認めら	らと同等以	校又はこれ	よる専門学	門学校令に	学校、旧専	門 〈 同上	による短期 [同上] 〇	るも 学校教育法 [同上]	証に [同上] ○	技術 [同上] 〇	路主 [同上] [同上]	0

注														
発除する				た	は、	程	学	る		卒	科	に	学	学
の試験科			略	た者)	、修了」	程にあって	学の前期課	る専門職大	(同法によ	卒業した者	科を修めて	に関する学	学を含む。)	学(土木工
科目は、	略	略	略		し	て	課	大	よ	者	て	学	<u> </u>	エ
印料	哈」	哈山	凹											
と付した	0	0	0											
免除する試験科目は、○印を付したものとする。	0	0												
する。														
<u> </u>														
注														
														-t-*
			同上											卒業した者
免除する試験科目は、	[同上]	[同上]	[同上] [同上]											卒業した者
免除する試験科目は、	[同上]	[同上]	I											卒業した者
免除する試験科目は、		上	同上											卒業した者
	0	上 〇	同上											卒業した者
免除する試験科目は、	0	上 〇	同上											卒業した者
免除する試験科目は、	0	上 〇	同上											卒業した者